

なめりかわ 交通安全協会だより

第62号 令和7年1月1日発行：滑川市交通安全協会 電話475-7829



謹賀新年

交通安全の「安全・安心」な滑川市を目指して

新年明けましておめでとうございます。皆様には、輝かしい新春をお迎えのことと、謹んでお慶び申し上げます。また、平素は滑川市交通安全協会に對しまして、格別の御理解と御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協会では、滑川警察署、滑川市のほか関係団体等と緊密な連携を図りながら、交通安全啓蒙などの活動を積極的に実施しております。令和7年におきましても、交通事故抑止効果を最大限とするため、より一層、交通安全教育への働きかけを強力に推進して参りたいと思っております。このような中、令和5年4月には全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化され、令和6年11月には自転車等による交通事故を防止するため、自転車の酒気帯び運転に対して罰則が新設されたほか、自転車運転中の「ながらスマホ」も禁止されて罰則の対象となりました。

これらの改正道路交通法についてわかりやすく解説した冊子「自転車の交通ルール」を小中学生と高校生に配付して、自転車による子供の事故防止を図ってまいります。

その他、高齢者の交通安全教室、保育園児等の交通安全教室、チャイルドシートの貸出しなど、多くの事業を実施してまいります。

地道な活動ではありますが、引き続き市民の皆様と交通事故のない安全・安心な滑川市を目指して、交通ルールの順守と交通マナーの向上に取り組んでまいります。

最後になりましたが、この新しい1年が、皆様にとって素晴らしい年となりますことを、心からご祈念申し上げます。新年のごあいさついたします。



滑川市交通安全協会 会長 廣瀬 淳

交通安全の「安全・安心」な滑川市を目指して

謹賀新年

会長 廣瀬 淳
副会長 毛利 功
会計担当常任理事 宮城 和彦
常任理事 二川 隆次
常任理事 二川 隆次
常任理事 中嶋 滋
常任理事 岩崎 克弘
常任理事 谷川 伸治
常任理事 黒田 充夫
常任理事 尾崎 照雄
常任理事 本田 祐輔
常任理事 高橋 清則
常任理事 山口 正一
常任理事 野末 孝
常任理事 安全運転管理者部会長 宮城 和彦
常任理事 青年部会長 毛利 安利
常任理事 中山 忠夫
常任理事 竹林 利浩

主な活動日記



●夏の交通安全県民運動
交通安全啓蒙キャンペーン
ショッピングセンターエール
(7月11日)



●きらめき作戦 プラント-3
(11月15日)



●きらめき作戦 エール
(11月15日)



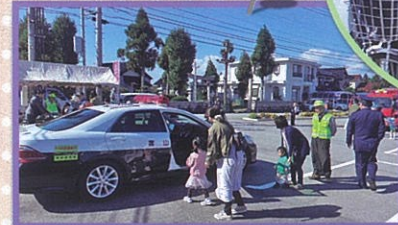
●整備点検で事故をなくそう活動
(9月27日)



●交通指導員の日
(9月24日)



●秋の全国交通安全運動
のぼり旗一斉掲揚
(9月24日)



●浜加積地区公民館秋まつり
(11月3日)



●早月中学校
サイクル安全
リーダー出動
(9月25日)



●童和保育園 交通安全教室
(10月29日)



●交通防犯教室
田中小学校
(7月19日)

令和7年交通安全年間スローガン

運転者
(同乗者を含む)に
呼びかける部門

内閣総理大臣賞 守ろうよ チャイルドシートで 子の未来
内閣府特命担当大臣賞 夕暮れに 歩行者を照らす 照time
警察庁長官賞 飲む前に 車じゃないよね? 再確認

歩行者等に
呼びかける部門

内閣総理大臣賞 危険です ながらスマホで 踏むペダル
内閣府特命担当大臣賞 見えないを 見えるに変える 反射材
警察庁長官賞 ヘルメット かぶるあなたは かっこいい

子どもたちに
交通安全を
呼びかける部門

内閣総理大臣賞 青だけど 自分の目で見て たしかめて
内閣府特命担当大臣賞 てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ
文部科学大臣賞 まだ行ける? いいえ黄色は もう止まれ
警察庁長官賞 反射材 わたしとかがやく 夜の道

自転車を利用する皆さんへ

令和6年11月1日施行

「ながら運転」の罰則が強化されました。

自転車の「ながら運転」(運転中のスマートフォンなどの使用)は、改正前は、各都道府県の公安委員会規則で禁止されていましたが、改正により新たに罰則規定が設けられ、厳罰化されました。

「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます。

自転車の飲酒運転は、改正前は、「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、改正により「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます。

■酒気帯び運転…呼気1ℓ中0.15mg以上または血液1ml中0.3mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為。

「自転車運転者講習」の受講対象となる「危険行為」に、「ながら運転」と「酒気帯び運転」が追加されました。

■「自転車運転者講習」…交通の危険を生じさせるおそれがある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った自転車の運転者に対する講習。これまでの「右側通行」や「信号無視」、「一時不停止」といった「危険行為」に、「ながら運転」と「酒気帯び運転」が追加されました。

●走行中にスマートフォンなどを手に持って、通話のために使用したり画面を見続けたりした場合

罰則 6月以下の懲役
または
10万円以下の罰金

●交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合

罰則 1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金

●「酒気帯び運転」の場合

罰則 3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

■自転車を提供した人や酒類を提供した人、同乗した人も罰則の対象です。

- 自転車の提供者…運転者と同じ
- 酒類の提供者・同乗者…2年以下の懲役または30万円以下の罰金



交通安全永年功労表彰

令和6年9月3日(火)午後2時から富山県民会館ホールで開催された第61回富山県交通安全県民大会において、交通安全永年功労表彰がありました。本市の関係では、10名・2団体が表彰(伝達)されました。

富山県部門功労表彰

滑川市交通安全母の会

中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長表彰

- 交通安全功労者 野 末 孝
- 優良運転者 中 坪 義 美

全日本交通安全協会会長表彰 交通安全栄誉章「緑十字銅章」

- 交通安全功労者 川 岸 忠 毅
- 優良運転者 上 林 和 彦

富山県警察本部長・富山県交通安全協会会長表彰

- 一般交通安全功労者(感謝状) 川 崎 嘉 彦
- 交通安全功労団体(感謝状)一般の部 株式会社 星名産業
- 優良交通指導員(感謝状) 能 崎 義 雄
- 優良運転者 神 田 明 美
生 駒 祥 子
近 堂 一 正

富山県交通安全協会会長表彰

- 交通安全功労警察官(感謝状) 中 野 政 晴

優良運転者表彰申請のご案内

滑川警察署長・安全協会会長賞

安全協会会長特別表彰

◆ 10年以上表彰 ◆

平成27年3月31日以前に免許取得の方

◆ 50年以上表彰 ◆

昭和50年3月31日以前に免許取得の方
但し、協会表彰の40年表彰を受賞している方に限ります

◆ 20年以上表彰 ◆

平成17年3月31日以前に免許取得の方

県警察本部長・県安全協会会長賞

◆ 30年以上表彰 ◆

平成7年3月31日以前に免許取得の方

◆ 40年以上表彰 ◆

昭和60年3月31日以前に免許取得の方
但し、協会表彰の30年表彰を受賞している方に限ります

表彰規程

滑川市にお住まいの方で、優良運転者表彰は5年以上常時自動車等の運転業務に従事し、他の模範と認められる方で、次の基準を満たしている方。

- (1) 罰金以上の刑にあたる犯罪行為が過去10年以上ないこと。
- (2) 自己の責任による交通事故、交通関係法令違反が過去5年以上ないこと。

申込方法

必要な物

運転免許証、無事故無違反証明書手数料670円、印鑑(本人の免許証のコピーがあれば、代理の方でも結構です。)

申請場所

滑川市交通安全協会(滑川警察署内)

申請期間

令和7年1月6日(月)～令和6年3月21日(金)
*月曜日から金曜日(祝祭日を除く)
*午前9時00分～午後4時00分

表 彰

50年・40年・30年表彰 令和7年度滑川市交通安全協会総会において
10年・20年表彰 各支部総会において



お問い合わせ先 滑川市交通安全協会 TEL 475-7829